

杉並少年ラグビースクール規約

第1章 総則

第1条(名称)

本校は、「杉並少年ラグビースクール」(以下、本校、という。)と称し、呼称として「杉並ラグビースクール(英文名:Suginami Rugby School)」とすることができる。

第2条(目的)

- ① ラグビーを通じて会員の健全な身体・精神を養うこと
- ② 会員・保護者・コーチ相互の親睦を図ること
- ③ ラグビーを通じた地域活動への貢献

第3条(会員)

本校の会員は、原則として幼児・小中学生の男女を以って組織する。

第4条(所在地)

本校の所在地は、東京都杉並区和田2丁目15番19号に置く。

第5条(活動)

本校は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 週一回程度の定期的な練習を行う。
- (2) 公式・非公式の試合に参加する。
- (3) その他、本校の運営上並びに地域貢献で必要とされる活動を行う。

第二章 機関及び運営

第6条(組織)

本校に、父母総会及び役員会を設置する。

第7条(父母総会)

- (1) 父母総会は、本校の最高決議機関であり、毎年一回校長が召集する。ただし、①校長もしくは父母会長が必要と認めた時、または②役員の過半数から請求があった時、③もしくは総会構成員の5分の1以上の請求があった時は、校長もしくは父母会長は臨時総会を招集する。
- (2) 父母総会の構成員は、会員の保護者(会員あたり1名)、及び役員とする。
- (3) 父母総会の定足数は登録会員の1/3とする。議決は出席者・委任状提出者の過半数を以って決する。
- (4) 父母総会での決議・承認事項
 - 1 規約の変更
 - 2 前年度活動報告及び決算
 - 3 父母会長からの報告
 - 4 役員及び父母会長の任免
 - 5 スクール運営・会員指導方針
 - 6 年度活動予定及び予算
 - 7 スクール運営組織・体制
 - 8 その他、役員会が認める重要な事項

第三章 役員

第8条(役員構成)

父母総会は次の役員を選出する。

校長 1名、役員 若干名

第9条(役員の任期)

各役員の任期は2年とし、再任は妨げない

第10条(役員会)

(1) 役員会は本校の役員をもって構成される。

(2) 役員会の定足数は役員数の過半数とし、議決は出席者の過半数を以って決する。

(3) 役員会は校長が招集する。

(4) 役員会での決議事項

- 1 総会に上程する議案の決定
- 2 役員の役割分担の決定
- 3 理事の任命
- 4 規約および父母総会での決議事項を執行するための組織・責任・権限の決定
- 5 その他、校長が定める運営上の重要事項

第11条(校長)

校長は本校を代表し、父母総会に対して本校の運営に関する責任を負う。また、父母総会および役員会を招集する。

第12条(役員)

役員は、父母総会に対し、父母総会もしくは役員会で委託された分野に関する責任を負う。

第四章 父母会長及び理事

第13条(父母会長)

父母総会にて選出された父母会長は、役員会及びその他の会議に出席し、役員会が規約および父母総会の決議、意向に基づいて活動していることを確認し、父母総会に報告する。また、必要に応じ父母総会および役員会を招集することができる。

第14条(理事)

理事は役員会の委託に基づき、校長および役員会を補佐する。

第五章 会計

第15条(会費)

本校の運営は、会費を以って行う。

(1) 会費

入会金 1,000円、月額 1,200円を納入する。幼児は、月額 600円を納入する。尚、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

(2) 徴収の方法

1 年分を 4 月に、当校指定の 金融機関口座に振り込む。特段の事情があるものに対しては考慮するものとする。会費支払済みの期間内に退校したものに対しては、支払い者の請求に基づき、過払い期間に該当する会費を返金する。

第 17 条(会計報告)

役員会は、毎年度毎に、父母会長の確認を得た上で、父母総会で前年度の収支を報告しなければならない。なお、決算は、毎年 3 月 31 日 とする。

第六章 慶弔

第 18 条

- (1) 会員並びに役員の血族第二親等までの者の死亡の場合、弔電及び香典 5 千円をおくる。
- (2) 慶事(結婚・卒業・出産その他)また、病気見舞い等に関しては、役員会に図ったうえで特別の支出をすることができる。

第七章 個人情報

第 19 条(個人情報) 会員及び会員の父母・保護者に属する個人情報の保管者並びに保有者を定め、その管理者並びに 保管者は、当該情報の管理を厳重に行い、本校活動の目的以外に使用してはならない。

第 20 条(個人情報の使用) 第 15 条に定める個人情報を本校活動での使用以外で外部に提供または使用する場合は、予め会員の父母・保護者に了解を得た上で行わなければならない。但し、次の場合は除く。

- 1 公的機関(国または地方自治体等の諸行政機関・日本、関東または東京都ラグビー協会等)
- 2 公的機関の外郭団体(杉並スポーツ財団、杉並文化交流協会・自衛隊各駐屯基地等)

第八章 その他

第 21 条(解散)

本校を解散する時は、総会の決議をもって行う。尚、解散時における本校資産は、全額を日本ラグビー協会に寄贈することとする。

第 22 条(規約の施行)

改正後の本規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付則:

施行 昭和 60 年 10 月
改正 平成 5 年 5 月 1 日
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 1 月 25 日
改正 平成 27 年 3 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 日